

令和8年度個人住宅再建支援事業補助金のご案内

町では、町内の個人住宅（※1）の再建を支援するため、住宅再建（※2）に要する経費に対し補助金（最大25万円）を交付します。

（※1）個人住宅とは？

居住の用に供するための建物。ただし、賃貸事業のために所有・管理されていたもので、今後も賃貸事業を行うものを除く。

（※2）住宅再建とは新築住宅取得又は修繕等をいいます。

・新築住宅取得

新築又は全部を改築された個人住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）を取得すること。（建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。）

・修繕等

個人住宅の修繕、模様替え、増築又は一部改築すること及び中古の個人住宅を取得すること。（建築基準法等の関係法令に適合したものに限る。）

対象となる方

町内に住所を有し、町内の個人住宅の住宅再建をする方。なお、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・すでにこの補助金の交付を受けている方
 - ・すでにこの補助金を受けた住宅を所有している方
 - ・この補助金と目的が同一の、国又は地方公共団体が行う他の補助金を、住宅再建に要する経費に対し、既に受けている方
 - ・災害救助法に定める応急修理（平成25年度事業終了分）を受給した方
- ※ 対象の可否が不明な場合はお問い合わせください。

対象となる住宅

町内の個人住宅

※避難指示が解除された区域が対象となります。

対象となる住宅再建

平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域にあっては平成29年12月22日）以降に実施した事業で、令和9年3月16日（火）までに完了する住宅再建

※家電製品の購入・物置の設置・外構工事などは対象になりません。

補助金額

補助対象の住宅再建に要した額（千円未満切捨て、上限25万円）

受付期間

令和9年3月16日（火）まで

※予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

申請方法及び必要書類

窓口または郵送 必要書類はチェックリストをご覧ください

問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

住所：浪江町大字幾世橋字六反田7-2 電話番号：0240-34-0232